

# 転入・転出手続きはお早めに

■問合せ…市民課 (☎025-520-5685)

※ガス水道に関すること…ガス水道局料金センター (☎025-522-7030)

3月から4月にかけて、引っ越しなどの手続きで窓口が大変混み合います。手続きは待ち時間を除き平均30分程度かかりますので、余裕を持ってお越しください。

※住所の異動のある人は、住民基本台帳法に基づき、転出・転入の手続きが必要です。進学や就職などで引っ越しされる人は、忘れずに住所の届け出をしてください。

## ●受付時間

月～金曜日（祝日を除く）の午前8時30分～午後5時15分。ただし、3月27日㊤と4月3日㊤は、市役所木田庁舎、各総合事務所などの窓口を開設します（詳しくは13ページ）。

## ●手続き場所

市民課、各総合事務所、南・北出張所

## ●転出時の届け出とその後の手続き

転出時は、住民異動届が必要です。届け出により転出証明書を発行しますので、転出先の市区町村へ提出し、転入手続きをしてください。

## ●手続きの時期

転出の場合は、異動予定日のおおむね2週間前から異動予定日までには手続きをしてください。

転入・転居の場合は、新しい住所地に住んでから2週間以内に手続きをしてください（新しい住所地に住む前の手続きはできません）。

## ●届け出時に必要なもの

マイナンバーカード、運転免許証、在留カードなど本人確認ができるものがが必要です。マイナンバーカード、住民基本台帳カードを所持している人は必ず持参してください。

## ●住民異動届のほかに必要な届け出など

転入・転出などの他に手続きが必要な場合があります。該当する制度やサービスなどを利用している人は手続きをしてください（詳しくは13ページ）。

## ●ガス水道の使用開始・中止の申し込み

引っ越しの日が決まり次第、早めに申し込んでください。事前申込した場合は、日曜日や祝日も作業を行います。ガス水道局料金センターに問い合わせるか、ガス水道局ホームページの「お申し込みフォーム」から申し込んでください。



ガス水道局  
ホームページ

## 新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、窓口に行かずにできる方法を活用してください

- 転出届は郵送で手続きできます
- マイナンバーカードを使って、コンビニエンスストアで各種証明書を取得できます
- 戸籍謄本・抄本、住民票の写しなどの証明書は郵送請求ができます
- 届出書・申請書の事前作成で窓口での滞在時間が短縮できます



市ホームページ

# 市民課、南・北出張所の窓口開設時間を 3月から午後6時まで延長します

■問合せ…市民課 (☎025-520-5685) または南・北出張所

期間：3月1日㊤～11月30日㊤ 窓口延長時間：午後5時15分～6時

●取扱業務：戸籍謄抄本、身分証明書、住民票の写し（広域交付を除く）、戸籍附票の写し、印鑑登録証明書の交付、一般旅券（パスポート）の交付（市民課のみ）、所得・資産・納税証明書の交付（南・北出張所のみ）、市民税などの納付受け付け（南・北出張所のみ）

※住民異動届出、印鑑登録、マイナンバーカードに係る手続きは午後5時15分までです。

※戸籍届出は時間外受付で手続きしてください。